
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.176 2019/7/4

1 栄養成分表示の義務化に係る周知・普及について

7月2日、消費者庁は次長名をもって各都道府県知事等及び関係団体宛標記通知を出した。その主な内容は次のとおり。

一般用加工食品について原則として栄養成分表示を義務化することを定め平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づく食品表示基準については、経過措置期間が令和2年3月31日をもって終了します。

このため、消費者庁では、食品関連事業者への指導等により一層の周知、普及が急務であると考えている。

については、消費者庁として可能な限りの対応を行いたいと考えているので、食品関連事業者を対象とした栄養成分表示に係る研修会等への講師派遣の御要望等がありましたら、消費者庁食品表示企画課宛てに御連絡願います。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/health_promotion/pdf/health_promotion_190702_0001.pdf